

平成24年は4月と10月の2回、年金額が引き下げられます

1. 「物価スライド」と「マクロ経済スライド」

制度の実施時期	物価スライド制度の名称等	概要
平成16年度以前	「完全自動物価スライド」	平成元年改正により、年金が対前年比の全国消費者物価指数の変動率に応じて改定する「完全自動物価スライド制」採用されていました
平成17年度以後	「マクロ経済スライド」	平成16年改正により、完全自動物価スライドが廃止され、年金の被保険者（加入者）の減少や平均寿命の伸び、更に社会の経済状況を考慮して年金の給付金額を変動させるしくみとして「マクロ経済スライド制」が導入されました
	実際にはマクロ経済スライドは機能していません	マクロ経済スライドは、消費者物価指数の上昇を前提に設計された制度であったために、百年安心と銘打った制度でしたが、現在に至るまで実施されていません
平成12年度から14年度	物価スライド特例措置	消費者物価指数が1.7%下落したにもかかわらず年金は下げられませんでした
平成18年度から23年度	物価スライド特例水準	消費者物価指数が1.2%下落したにもかかわらず年金は0.4%下げられただけでした
平成24年度から26年度	物価スライド特例措置等により消費者物価指数が下がっても年金を下げなかった修正	現在の年金は、完全自動物価スライドが機能していたと仮定した年金に比較して、2.5%多く支払われています この2.5%をこの3年間に解消することになっています

2. 4月より、物価スライドにより年金は0.3%引き下げられます

10月より、特例措置等により年金が減額されなかった2.5%の内、0.9%が引き下げられます

3. 4月から年金が0.3%引き下げられ、主な年金と国民年金保険料は次のようになります

10月からさらに0.9%引き下げられ、4月に減額される額のおおよそ3倍の額がさらに減額されます

年金の種類		平成24年度	平成23年度	減額される額
標準的な厚生年金（注1）		230,940円	231,648円	708円
加給年金額	配偶者・第1子・第2子	18,858円	18,917円	59円
	第3子以降	6,283円	6,300円	17円
配偶者加給年金特別加算額（S18.4.2以後生）		13,908円	13,958円	50円
老齢基礎年金（20～59まで40年加入）		65,542円(786,500円/年)	65,742円(788,900円/年)	200円
3級障害厚生年金の最低保障額		49,158円(589,900円/年)	49,308円(591,700円/年)	150円
障害厚生年金の配偶者加給年金額		18,858円(226,300円/年)	18,917円(227,000円/年)	59円
障害基礎年金	1級	81,925円(983,100円/年)	82,175円(986,100円/年)	250円
	2級	65,542円(786,500円/年)	65,742円(788,900円/年)	200円
遺族厚生年金・中高齢寡婦加算の額		49,158円(589,900円/年)	49,308円(591,700円/年)	150円
子のある妻に支給される遺族基礎年金の額	基本額	65,542円(786,500円/年)	65,742円(788,900円/年)	200円
	1,2人目の子の各加算額	18,858円(226,300円/年)	18,917円(227,000円/年)	59円
	3人目以後の子の各加算額	6,283円(75,400円/年)	6,300円(75,600円/年)	17円
国民年金保険料		14,980円	15,020円	40円

注1：夫が平均的収入（平均標準報酬360,000円）で40年就業、妻がその期間全て専業主婦であった場合

4. 老齢厚生年金（報酬比例部分の年金）の計算式は原則として次の①+②の額になります

- ① 平成15年3月までの期間について 平均標準報酬月額×7.5/1000×平成15年3月までの被保険者月数×1.031×0.978
- ② 平成15年4月からの期間について 平均標準報酬月額×5.769/1000×平成15年4月から被保険者月数×1.031×0.978
 （賞与が年金に反映されることになった期間）

5. 老齢基礎年金（国民年金）の計算式は原則としてつぎの額になります

786,500円（満額の老齢基礎年金）×保険料納付済期間 / 480